

## 令和8年度若年性認知症相談支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

若年性認知症の人や家族が直面する課題に対する支援に当たり、相談窓口を設置し、そこに若年性認知症の人の支援に関わる関係者のネットワークの調整役である「若年性認知症支援コーディネーター」を配置することにより、若年性認知症の人の視点に立った支援の拡充を図るとともに、身近な地域での支援の充実を進める「若年性認知症相談支援事業」の企画・実施に係る業務を委託するため、当実施要領により公募型プロポーザルを行い、委託先の候補者を選定しようとするものである。

### 2 業務の内容

別記1「仕様書（若年性認知症相談支援事業業務委託）」のとおり。

### 3 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

### 4 予算規模

金4,526千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 5 参加資格要件

委託業務を適正に遂行するに足る能力を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 若年性認知症相談支援業務を適切、公正、中立、かつ効率的に実施することができる法人であること。
- (2) 若年性認知症の人及びその家族からの相談に対応できる者として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士等の専門職を若年性認知症支援コーディネーターとして1人以上配置すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の暴力団排除措置の対象となる法人に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 県税について滞納がないこと。

### 6 参加申込書・事業計画書等の提出

#### (1) 提出物

- |                |    |
|----------------|----|
| ア 参加申込書（様式1）   | 1部 |
| イ 受託業務実績表（様式2） | 1部 |

ウ	法人の概要書（様式3）	1部
エ	事業計画書（様式6）	1部
オ	見積書（任意様式）	1部
カ	誓約書及び役員等名簿（注）（様式7）	1部
キ	その他（任意様式。必要に応じて提出可）	1部

（注）「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づき，県警に照会を行う際使用する。

令和8年度に属する契約について，既に県に誓約書及び役員等名簿を提出し，かつ，提出時から役員等の変更がない場合は，その旨の申出書（様式8）の提出でも可とする。

(2) 作成方法

- ア 形式：原則としてA4判タテ，横書き，左綴じとすること。
- イ 見積書：報償費，旅費，需用費等の区分別に記載し，内訳を詳細に記載すること。  
なお，消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(3) 提出期限

令和8年3月26日（木）17時（必着）

(4) 提出方法

- 持参又は郵送により「11 問合せ先・提出先」へ提出すること。
- なお，郵送等の場合は受付期間内に必着とし，発送後であっても未着の場合は，期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 留意事項

- ア 事業計画書提出後の再提出及び差替えは，原則として認めない。ただし，県から，書類の不足・不備の補完，内容不明点の確認のほか，必要に応じ，追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された事業計画書は，理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 事業計画書の提出は，参加者1者につき1提出のみとし，複数の提出はできない。
- エ 参加を辞退する場合は辞退届（様式4）を「11 問合せ先・提出先」へ提出すること。

## 7 質問票の提出

(1) 受付期限

令和8年3月23日（月）17時

※ 受付期間後の質問は一切受け付けない。

- (2) 提出物  
質問票（様式5）
- (3) 提出方法  
電子メールにより「11 問合せ先・提出先」へ提出すること。  
（メールアドレス：nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp）  
なお、郵送，FAX，電話又は口頭による質問は受け付けない。また，電子メールの送信後，電話にて到達確認を行うこと。
- (4) 回答方法  
質問に対する回答は，質問者に対し電子メールにて送付する。  
なお，質問の趣旨について，質問者へ問合せを行うことがある。

## 8 契約候補者の選定方法等

- (1) 審査方法  
選考委員会を設置し，提出された事業計画書等の内容を踏まえ，審査を実施する。  
選定にあたりプレゼンテーションは実施しないものとし，審査に際し内容等の確認を要する場合には，問合せを行う。
- (2) 契約候補者の選定  
選考委員会の審査の結果，最も適当と審査された上位1位を契約候補者として選定する。  
なお，参加者が一者の場合は，審査の合計点が満点の6割以上となった場合に限り，契約候補者として選定する。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果は，全ての参加者に文書又は電話にて通知する。なお，順位，採点結果，決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとする。

## 9 契約の方法

- (1) 契約候補者と県は，内容を別途協議の上，契約手続きを行う。なお，契約内容等については，協議の中で事業計画書等の内容から変更及び修正する場合がある。
- (2) 審査の結果，契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき，又は協議が整わなかった場合は，その選定を取り消すとともに，選考委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で，契約を締結するものとする。
- (3) 契約保証金は，鹿児島県契約規則第30条の規定により，契約金額の100分の10以上の額とする。ただし，同規則第33条の規定に該当する場合は免除する。

## 10 その他留意事項

- (1) 公募に参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 所定の期日及び場所に必要書類の提出がなかった場合は、無効となる。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反があった場合
  - イ 当該関係者に対し、当該公募に関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。
- (7) 本公募は、県の予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合、または予算額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

## 11 問合せ先・提出先

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課認知症・生活支援係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2698

FAX番号 099-286-5554

メール nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp